

特定非営利活動法人N I Z I 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人N I Z I という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都足立区千住宮元町20番6-608号 に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く社会の人々に対して、手話の普及を行い、手話が学べ交流できるコミュニティを創ることであろう者、難聴者、聴者がともに共生できる社会を実現し、もって社会福祉及び社会教育の増進に寄与すること、並びに手話は聴覚障がい者だけのコミュニケーションツールではなく、聴者同士でも手話で会話し合える人間性豊かな社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 手話サークル虹（手話を学べ交流できる場）の運営事業
- (2) 聴覚障がい当事者による講演会及び勉強会の開催事業
- (3) 手話関連イベントへのボランティアスタッフの派遣事業
- (4) 地域・団体・飲食店と連携した手話関連イベントの開催及び運営事業
- (5) 学校・企業への手話学習及び研修会の実施事業
- (6) インターネット等のオンラインを利用した全国の手話学習者のネットワークの構築事業
- (7) 企業・団体と連携した聴覚障がい者をサポートする機器及びサービスの支援事業
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期

の残存期間とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種 別)

- 第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 会員の除名
 - (4) 事業計画及び予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書

面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、前条第2項、次条第1項及び第48条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第14条第5項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、

その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の

議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解 散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- （1） 総会の決議
 - （2） 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - （3） 正会員の欠亡
 - （4） 合併
 - （5） 破産手続開始の決定
 - （6） 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項の掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合 併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 事務局

（事務局の設置）

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	五十嵐 英貴
理事	上田 隆広
同	坂下 裕基
同	岡野 伸之
監事	天笠 裕太

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年12月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員（個人・団体）	0円
	賛助会員（個人・団体）	0円
(2) 年会費	正会員（個人・団体）	0円
	賛助会員（個人・団体）	0円

役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人NIZI

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名 (どちらかに○)	(フリガナ)		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏 名			
1	理事・監事	イガラシ ヒデキ 五十嵐 英貴		有・無	理事長
2	理事・監事	ウエダ タカヒロ 上田 隆広		有・無	
3	理事・監事	サカシタ ユウキ 坂下 裕基		有・無	
4	理事・監事	オカノ ノブユキ 岡野 伸之		有・無	
5	理事・監事	アマガサ ユウタ 天竺 裕太		有・無	
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人NIZI

1 事業実施の方針

広く社会の人々に対して、手話の普及を行い、手話が学べ交流できるコミュニティを創ることによって、ろう者、難聴者、聴者がともに共生できる社会を実現し、もって社会福祉及び社会教育の増進に寄与すること、並びに手話は聴覚障がい者だけのコミュニケーションツールではなく、聴者同士でも手話で会話し合える人間性豊かな社会の発展に寄与することを目的とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 1,240 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
手話サークル虹(手話を学べ交流できる場)の運営事業	ろう者(聴覚に障害のある方)と聴者(聞こえる方)が手話を通して交流し、手話を学んだり、聴覚障害に関する問題を話し合ったりする場として手話サークル虹を運営。	1月から12月まで各月2回	都内公共施設及び会議室	5人	手話に興味のある方。聞えない方と交流したい方。	800人	200
聴覚障がい当事者による講演会及び勉強会の開催事業	障がいや多様性についての理解を深めることを目的とし、障がい者の生活体験やコミュニケーション方法(手話、筆談など)について、具体的な事例を交えながら講演等を行う。	年10回	都内公共施設及び会議室	5人	一般市民	600人	400
手話関連イベントへのボランティアスタッフの派遣事業	手話が音声言語と対等な言語であることの理解を深め、手話の普及を促進するためのイベント等に手話通訳者等を派遣する。	年5回	東京都近郊地域及び都内公共施設	1人	一般市民	50人	100
地域・団体・飲食店と連携した手話関連イベントの開催及び運営事業	地域・団体・飲食店と連携し、手話が音声言語と対等な言語であることの理解を深め、手話の普及を促進するためのイベント等の企画運営を行う。	年5回	東京都近郊地域及び都内公共施設	5人	一般市民	500人	500
学校・企業への手話学習の実施事業	手話の学習会を実施する都内の小中学校及び企業等に、ろう者を講師として派遣し、手話の学習を行う。※手話を用いた簡単な挨拶や自己紹介程度の習得を目指す	年3回	都内近郊小中学校及び都内近郊企業	1人	手話に関心のある企業・団体、関係者、学生、手話の使えない企業、団体	150人	10

インターネット等を利用した学習事業	インターネット等を利用した学習事業の構築を行う。	随時	法人事務所。オンライン	5人	学て・訳をるのし方通習い話をする話学て手習い手のし方	300人	30
企業・団体と連携し、聴覚障害者に対するサービス提供を行う事業	企業・団体と連携し、聴覚障害者に対するICT（情報通信技術）機器等の紹介や貸出、利用に係る相談等を行う。	次年度より実施予定					

令和9年度

事業計画書

特定非営利活動法人NIZI

1 事業実施の方針

初年度と同様に、広く社会の人々に対して、手話の普及を行い、手話が学べ交流できるコミュニティを創ることだろう者、難聴者、聴者がともに共生できる社会を実現し、もって社会福祉及び社会教育の増進に寄与すること、並びに手話は聴覚障がい者だけのコミュニケーションツールではなく、聴者同士でも手話で会話し合える人間性豊かな社会の発展に寄与し、今年度から企業・団体と連携した聴覚障がい者をサポートする機器及びサービスの支援事業にも取り組むことで、発展段階として成果を出していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【

1,328】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
手話サークル虹(手話を学べ交流できる場)の運営事業	ろう者(聴覚に障害のある方)と聴者(聞こえる方)が手話を通して交流し、手話を学んだり、聴覚障害に関する問題を話し合ったりする場として手話サークル虹を運営。	1月から12月まで各月2回	都内公共施設及び会議室	5人	手話に興味のある方。聞えない方と交流したい方。	850人	210
聴覚障がい当事者による講演会及び勉強会の開催事業	障がいや多様性についての理解を深めることを目的とし、障がい者の生活体験やコミュニケーション方法(手話、筆談など)について、具体的な事例を交えながら講演等を行う。	年10回	都内公共施設及び会議室	5人	一般市民	650人	420
手話関連イベントへのボランティアスタッフの派遣事業	手話が音声言語と対等な言語であることの理解を深め、手話の普及を促進するためのイベント等に手話通訳者等を派遣する。	年5回	東京都近郊地域及び都内公共施設	1人	一般市民	55人	105
地域・団体・飲食店と連携した手話関連イベントの開催及び運営事業	地域・団体・飲食店と連携し、手話が音声言語と対等な言語であることの理解を深め、手話の普及を促進するためのイベント等の企画運営を行う。	年5回	東京都近郊地域及び都内公共施設	5人	一般市民	600人	525
学校・企業への手話学習会の実施事業	手話の学習会を実施する都内の小中学校及び企業等に、ろう者を講師として派遣し、手話の学習を行う。※手話を用いた簡単な挨拶や自己紹介程度の習得を目指す	年3回	都内近郊小中学校及び都内近郊企業	1人	手話に関心のある企業・団体、教育関係者、及び小中学校生。手話が使える人材を育てたい企業、団体	150人	11

インターネット等を利用した学習の促進を図るための事業	インターネット等を利用した学習の促進を図るための事業	随時	法人事務所。オンライン	5人	学て・訳をるのし方通習い手習い手のし方	500人	32
企業・団体と連携し、聴覚障害者が一トすサービス及び支援事業	企業・団体と連携し、聴覚障害者が一トすサービス及び支援事業	随時	法人事務所	5人	聴覚障がい者	50人	25

令和8年度 活動予算書

特定非営利活動法人 N I Z I

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費			0
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
2 受取寄附金		250,000	250,000
受取寄附金			
施設等受入評価益	0		
3 受取助成金等		0	0
受取補助金			
4 事業収益			1,890,000
手話サークル虹（手話を学べ交流できる場）の運営事業収益	420,000		
聴覚障がい当事者による講演会及び勉強会の開催事業収益	875,000		
手話関連イベントへのボランティアスタッフの派遣事業収益	100,000		
地域・団体・飲食店と連携した手話関連イベントの開催及び運営事業収益	345,000		
学校・企業への手話学習及び研修会の実施事業収益	100,000		
インターネット等のオンラインを利用した全国の手話学習者のネットワークの構築事業収益	50,000		
企業・団体と連携した聴覚障がい者をサポートする機器及びサービスの支援事業収益	0		
5 その他の収益			0
受取利息			
経常収益計			2,140,000
(B) 経常費用			
1 事業費			0
(1) 人件費		0	
給料手当	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費			1,240,000
会議費	540,000		
旅費交通費	360,000		
印刷製本費	60,000		
通信運搬費	30,000		
消耗品費	250,000		
賃借料	0		
地代家賃	0		
事業費計			1,240,000
2 管理費			0
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			40,000
消耗品費	3,000		
印刷製本費	2,000		
通信運搬費	30,000		
会議費	5,000		
旅費交通費	0		
管理費計			40,000
経常費用計			1,280,000
当期経常増減額 (A) - (B) ... ①			860,000
(C) 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額 (C) - (D) ... ②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+② ... ③			860,000
法人税、住民税及び事業税 ... ④			70,000
設立時正味財産額 ... ⑤			0
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			790,000

令和9年度 活動予算書

特定非営利活動法人 N I Z I

(単位：円)

科 目		金 額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費			0
正会員受取会費		0	
賛助会員受取会費		0	
2 受取寄附金			0
受取寄附金		0	
施設等受入評価益		0	
3 受取助成金等			0
受取補助金		0	
4 事業収益			2,378,000
手話サークル虹（手話を学べ交流できる場）の運営事業収益		491,500	
聴覚障がい当事者による講演会及び勉強会の開催事業収益		956,250	
手話関連イベントへのボランティアスタッフの派遣事業収益		142,500	
地域・団体・飲食店と連携した手話関連イベントの開催及び運営事業収益		412,750	
学校・企業への手話学習及び研修会の実施事業収益		142,500	
インターネット等のオンラインを利用した全国の手話学習者のネットワークの構築事業収益		90,000	
企業・団体と連携した聴覚障がい者をサポートする機器及びサービスの支援事業収益		142,500	
5 その他の収益			0
受取利息			
経常収益計			2,378,000
(B) 経常費用			
1 事業費			0
(1) 人件費			
給料手当		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			1,328,000
会議費		572,200	
旅費交通費		383,200	
印刷製本費		68,200	
通信運搬費		36,700	
消耗品費		267,700	
賃借料		0	
地代家賃		0	
事業費計			1,328,000
2 管理費			
(1) 人件費			0
役員報酬			
給料手当			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			40,000
消耗品費		3,000	
印刷製本費		2,000	
通信運搬費		30,000	
会議費		5,000	
旅費交通費		0	
管理費計			40,000
経常費用計			1,368,000
当期経常増減額 (A) - (B) ... ①			1,010,000
(C) 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額 (C) - (D) ... ②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+② ... ③			1,010,000
法人税、住民税及び事業税 ... ④			70,000
前期繰越正味財産額 ... ⑤			790,000
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			1,730,000

特定非営利活動法人N I Z I 設立趣旨書

ろう者は物事を考え、お互いの気持ちを理解するためのコミュニケーション方法として、また、知識を蓄えて文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。

しかしながら、長い間手話は言語として認められず、ろう者は差別や偏見を受けてきました。また、手話を使用できる環境が整えられていなかったため、必要な情報が得られない、周囲とのコミュニケーションがとれないなど、多くの不便を感じながら暮らしてきたのです。

そのような中、ろう者・難聴者の当事者（聴覚障がい者）たちが共同で『手話サークル虹』を立ち上げ、手話やろう者に対する理解を広げるとともに、『聴覚障がい者について』や『手話』を学ぶ場を提供してきました。現在では、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において、手話は言語であることが明記されており、手話とろう者への理解を深めるとともに、手話を使いやすい環境を整えることが求められています。

私たちは、このような現状を踏まえ、広く社会の人々に対して、手話の普及を行い、手話が学べ交流できるコミュニティを創ることでろう者、難聴者、聴者がともに共生できる社会を実現し、もって社会福祉及び社会教育の増進に寄与すること、並びに手話は聴覚障がい者だけのコミュニケーションツールではなく、聴者同士でも手話で会話し合える人間性豊かな社会の発展に寄与することを目的とし、社会に貢献していきたいと考えております。

開設にあたっては、契約締結の面など事業の遂行上法人格が必要となり、積極的に情報公開を行うことで社会的信用を高めていくことができる特定非営利活動法人が最適と考え、特定非営利活動法人N I Z Iを設立することにいたしました。

令和7年 10月 1日

設立代表者

氏名 五十嵐 英貴